都道府県庁舎建築と庁舎移転に関する史的考察

建設工学専攻（修士課程）　504055　田邊（たなべ）　慎弥（しんや）
建築史研究　指導教員　伊藤 洋子 教授

序章　本研究について

0－1　研究背景

1910（明治 43）年、帝国議会議事堂設計に際し、国家的な様式をどのようにすべきかが議論された討論会「我国将来の建築様式如何にすべきや」が開催される。この議論は、近代以降の西洋洋式建築の移植が我国の建築の本質を覆い隠していったことに端を発するわけであるが、戦後の激しい変化を遂げた我国において再び問い直す必要がある。

0－2　目的

都道府県庁舎は、我が国の近代以降を一連の流れで確認できる建築である。その時々における政治的・社会的背景と照合しながら、「近代以降の庁舎建築はどのように捉えられてきたのか」を、その形態・建設経緯を時系列的にみることで検証する。歴代庁舎建築の中には、中央官庁営繕課の影響を少なからず受けているものもあるため、この検証は＜我国将来の建築様式＞が何であったのかを知るための有効な手掛りとなりうるのではなかろうか。

また時代を経るに連れ、地域住民にとって都道府県庁舎の機能の重要性が希薄になってきているのは事実である。近年では官庁街を形成していた庁舎が移転し、中心市街地の空洞化が問題となっている都市もある。そこで「庁舎移転前後の周辺環境と庁舎機能の関係から、都市にどのような変化が齎されるのか」を明らかにし、官庁街の今後の発展形態を模索することを目的とする。

第一章　都道府県庁舎の分類

1－1　都道府県歴代庁舎の確認

47 都道府県歴代庁舎の竣工年、構造・階数、設計者、施工者、建築面積、延べ面積を記す。また仮庁舎・代用していた建築が明確な場合や、議場・議会棟が併設されている庁舎は考察や規模に影響するので明記しておく。

1－2　官庁街の形成過程

既往研究を基に、明治初期の 47 都道府県の官庁街形成過程を分類する。なお本研究では、官庁街を①都道府県庁舎が含まれること、②複数の官公庁施設が含まれること、③施設間距離が 200m 以内で隣り合う区画であること、この条件を満たすものと定義する。(fig.1)

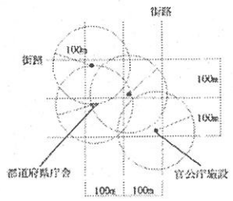

fig.1 官庁街のイメージ

官庁街の形成過程は以下の 5 パターンに分けることができる。

a　城下町基盤で官庁街を形成
　－1　城郭内または城郭周辺に形成　…　石川・山形 etc.
　－2　城郭から離れた敷地に形成　…　福岡・宮城 etc.
b　城下町基盤以外で官庁街を形成　…　神奈川・埼玉 etc.
c　城下町基盤で官庁街を形成せず　…　栃木・三重 etc.
d　城下町基盤以外で官庁街を形成せず　…　山口・新潟
e　特殊例　…　東京・京都

第二章　都道府県庁舎の建設経緯

都道府県庁舎の建設経緯について、廃藩置県以前、明治初期、後期、大正・昭和初期、戦後―高度経済成長期、現在―超高層型出現期に分け、各々の時代背景や法制度との関係を明確にし、庁舎建築の特徴・機能の変化についてまとめる。

小結　都道府県庁舎の建築的意味の変遷

置県当初の庁舎建築は、新政府の掲げる中央集権体制をより強固なものにするため、新しい支配者の権威を誇示する建築でなければならなかった。西洋建築様式を導入することでシンボリックなものにする必要がそこにはあったのである。また明治後期以降、建築教育を受けた建築家が計画に携わるようになりより合理的な庁舎建築の形態が模索されていく。

1923（大正 12）年竣工の福井県庁舎ではじめて鉄筋コンクリート構造の庁舎が出現する。時を同じくして関東大震災が起こり、以後鉄筋コンクリート構造が多くの庁舎で用いられることになる。この構造の進化は立面方向への拡大を可能にし、結果として庁舎のオフィスビル化を促した。その後幾度の戦争を重ねたことで財政が圧迫され、その志向はさらに強くなり庁舎建築が元来持っていた権威性・シンボル性は徐々に失われていくのである。

現代の庁舎建築はこの流れの中にあり超高層化が著しく進んでいる。また庁舎内に地域住民に対応するスペースが設けられるようになったのも現代庁舎建築の特徴といえる。

第三章　庁舎移転に伴う都市改編

第一章で確認した都道府県歴代庁舎及び官庁街形成過程を基に庁舎移転とそれに伴う都市改編についてまとめる。加えて「明治大正日本都市地図集成」（柏書房）及び「昭和前期日本都市地図集成」（同）、「日本図誌大系」（朝倉書店）を用い官庁街の変遷を辿る。

3－1　庁舎移転の類型化

1889（明治 22）年の市町村制施行以降に移転した都道府県庁舎を表 1 に示す。これらの庁舎の移転傾向は 6 パターンに類型化することができる。

＜Type 1＞　移転前と同じ官庁街内で移転し、官庁街をそのまま維持しているタイプ。福井・鹿児島①・富山・和歌山・香川・大分・北海道・宮城がこれにあたる。北海道を除く 7 庁舎は城下町基盤である。

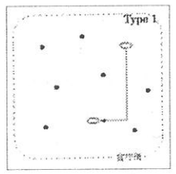

＜Type 2＞　城郭から離れた敷地から城郭内または城郭周辺に移転し、移転前と別の官庁街を形成するタイプ。愛知・広島がこれにあたる。両県は城郭を陸軍が接収していたため、明治初期は城郭から離れたところに官庁街を形成していた。愛知県は戦前の移転であるが、陸軍が利用しなくなった練兵場の跡地に、広島県は空襲により市街地の大半が焦土と化し、復興都市計画の中で城郭周辺の陸軍所轄地跡地に官庁街が形成されていった。

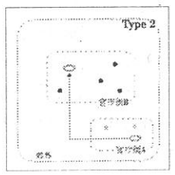

＜Type 3＞　Type 2 の逆で城郭内または城郭周辺から城郭から離れた敷地に移転し、移転前とは別の官庁街を形成するタイプ。徳島・秋田・福岡・鹿児島②・茨城がこれにあたる。このうち前庁舎を火災で焼失したことにより移転した秋田県庁舎を除く 4 県は、移転した県庁舎中心の官庁街と移転前に形成していた官庁街が共存し「官庁街の二分化」が起きている。

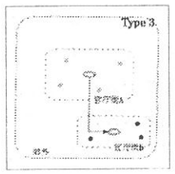

＜Type 4＞　Type 3 で官庁街を形成しないタイプ。岡山・岐阜・熊本・山形・石川がこれにあたる。岡山県庁舎は戦後復興都市計画の中で建設されたものであるが、市庁舎を中心とした官庁街は形成されているものの、県庁舎付近では形成されていない。また熊本県庁舎はその後同じ敷地に庁舎を新築している。

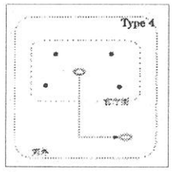

＜Type 5＞　移転前は官庁街を形成していないが、移転後官庁街を形成していくタイプ。大阪がこれにあたる。大阪は当初城郭を陸軍が接収しており、さらに官公庁施設が市中に散在していたため官庁街は形成されていなかった。しかし府県レベルの事務量の増大により庁舎の拡大を強いられることになり、城郭内の陸軍所轄地の一部に新庁舎を計画するに至り、それにあわせ官庁街が形成されていった。また離れた敷地にある市庁舎周辺にも官庁街ができており「官庁街の二分化」が起きている。

＜Type 6＞　移転前も移転後も官庁街を形成しないタイプ。新潟①、②がこれにあたる。新潟①の庁舎があった敷地は現在市庁舎が使用しており、この周辺には市庁舎が移転してからも官庁街は形成しない。信濃川の対岸に移転した県庁舎は、他の官公庁施設から隔離された存在となっている。

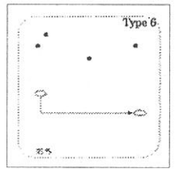

3－2　庁舎移転した都市

高度経済成長を迎える以前に移転された都市のほとんどが城郭内または城郭周辺への移転である。このうち Type2 と Type5 にあたる 3 都市では県庁舎を中心とした新たな官庁街を形成する。1960 年代以降になると郊外移転する Type3 と Type4 が目立つようになる。Type3 の徳島は 1930 年の移転と異例であるが、川の対岸への移転であったため定義する官庁街内に収まらなかった点と、元々県公会堂があった敷地であることを考慮すれば、本格的な郊外移転はすべて 1960 年代以降といってよい。この頃になると市街地の中央に移転に見合う未利用地がなくなったことに加え市街地が無秩序な拡大したことで、その最外郭への移転を迫られたのではないかと予測される。

	分類	竣工年	移転先	移転タイプ
福井	a-1	1923	城跡	Type1
大阪	c	1925	城郭周辺	Type5
鹿児島①	a-1	1925	城郭内	Type1
徳島	a-1	1930	新町川対岸	Type3
新潟①	d	1932	隣地	Type6
富山	a-1	1935	城郭内	Type1
愛知	a-2	1938	城郭内	Type2
和歌山	a-1	1938	城郭周辺	Type1
*岡山	a-1	1945	郊外農村地帯	仮庁舎
*広島	a-2	1945	陸軍所轄地	仮庁舎
*兵庫	b	194?	隣地	仮庁舎
*熊本	a-1	1948	城郭内	仮庁舎
広島	a-2	1956	城郭内	Type2
岡山	a-1	1957	城郭内	Type4
香川	a-1	1958	城郭内	Type1
**秋田	a-1	1959	郊外農村地帯	Type3
大分	a-1	1962	隣地	Type1
岐阜	a-2	1966	郊外農村地帯	Type4
熊本	a-1	1967	郊外農村地帯	Type4
北海道	b	1968	隣地	Type1
山形	a-1	1975	郊外農村地帯	Type4
福岡	a-2	1981	郊外	Type3
新潟②	d	1985	信濃川対岸	Type6
宮城	a-2	1989	隣地	Type1
鹿児島②	a-1	1996	郊外	Type3
茨城	a-1	1998	郊外農村地帯	Type3
石川	a-1	2003	郊外農村地帯	Type4

	分類	敷地の特徴・備考
青森	b	駅正面直線道路周辺
岩手	a-1	城郭内
福島	a-1	城郭内
栃木	c	駅正面直線道路前
群馬	a-1	城郭内
埼玉	b	駅正面直線道路前
千葉	b	主要道路結節点
神奈川	b	港町として整備
山梨	a-1	城郭内
長野	b	駅から離れた敷地
静岡	a-1	城郭内
三重	c	駅付近
滋賀	a-2	駅付近
京都	e	御所―二条城間
奈良	b	駅から離れた敷地
鳥取	a-1	城郭内
島根	a-1	城郭内
山口	d	駅から離れた敷地
愛媛	c	城郭内
高知	a-1	城郭内
佐賀	a-1	城郭内
長崎	b	港町として整備
宮崎	b	駅から離れた敷地
沖縄	b	大通り沿い

左：表 1　移転した庁舎
右：表 2　移転しない庁舎

3－3　庁舎移転しない都市

1889（明治 22）年以降移転しない庁舎について表 2 に示す。分類が b の庁舎で北海道・兵庫県以外の庁舎はすべて移転しておらず、官庁街もそのまま維持している。北海道庁舎に関しては老朽化のための隣地への移転、兵庫県庁舎に関しては第二次大戦で被災したための処置であるので、事実上分類が b のすべての庁舎が移転していないといえる。これは城下町基盤ではないことが自由度の高い敷地計画を可能にし、密集した官公庁施設が官庁街の性格を強固なものとしていることが伺える。

3－4　市庁舎との関係

市制施行後、最初に建設された市庁舎が各都道府県庁舎と同一官庁街内であった都市は、調査対象 45 都市中 29 都市である。その後市庁舎が県庁舎付近に移転し、同一官庁街内に収まる庁舎が 4 件（福井・松山・甲府・宇都宮）あり、宇都宮の 1954（昭和 29）年を最後にこの傾向は見られなくなる。現在同一官庁街内にあるのは 19 都市であり、14 都市で都道府県庁舎もしくは市庁舎が旧官庁街から離れた敷地に移転している。この 14 都市中の 11 都市が 1960 年代以降の移転で、5 件が都道府県庁舎、6 件が市庁舎の移転により離れたものである。

市庁舎の移転に関しては圧倒的に市街地内でのものが多い。近年では旧官庁街から見て駅の反対側へ移転し、駅裏再開発の一環として庁舎移転した都市もある。

3－5　補考

分類が c の城下町基盤で官庁街を形成していなかった 4 庁舎（大阪・栃木・三重・愛媛）は後に官公庁施設が集積し県庁舎または市庁舎付近で官庁街が形成される。また城下町基盤以外で官庁街を形成していなかった 2 庁舎（新潟・山口）では、その後になっても県庁舎周辺では官庁街の形成を見ない。

第四章　郊外移転の具体的事例

戦後に郊外移転した 6 都市（岐阜・山形・福岡・鹿児島・茨城・石川）について官公庁施設の動向と都市計画について確認する。秋田（1959）は火災による焼失のための移転、熊本（1967）は第二次大戦後の仮庁舎からの移転のためここから除外した。特に最寄の駅・高速道路・国道など主要なインフラとの関係に着目し考察にあてる。

小結　庁舎移転の意図

郊外移転した 6 都市中 4 都市で、移転から 5 年前後で庁舎周辺に高速道路が敷設されている。また他の 2 都市では庁舎が高速道路へアクセスしやすい敷地へ意図的に移転している。戦後の地方自治制度によって副次的な官公庁施設が市街地で増加し、地域住民にとって都道府県庁舎は、都市の中心である官庁街に絶対不可欠なものではなくなった。加えて高速道路周辺ならば、他の中小都市との機能的な連携がとり易くなるということも郊外移転を促進した理由として考えられる。

第五章　総括

庁舎建築は合理性の追求の中で建築的権威を失っていった。また 1960 年代以降は無秩序な市街地拡大と地域住民の需要低下が重なり、結果として郊外移転へと繋がったといえる。

＜主要参考文献＞
「都道府県庁舎―その建築史的考察―」　石田潤一郎　思文閣出版
「明治の東京計画」　藤森照信　岩波書店
日本建築学会計画系論文集「近世城下町を基盤とする府県庁所在都市における明治・大正期の官庁街の形成と都市改編」　松浦健治郎　佐藤滋　他

註 1　移転した庁舎の丸数字は移転回数を示す。
註 2　＊印は空襲により被災したための仮庁舎を示す。移転回数には含まない。
註 3　＊＊印は火災による焼失による移転を示す。移転回数に含む。